

ふれあい通信

第428号

発行

社会福祉法人
姫路市社会福祉協議会

姫路市安田三丁目1番地

姫路市総合福祉会館内

TEL 079-222-4212

FAX 079-222-4256

ひとくちメモ 

消費者被害について

高齢者を狙った消費者被害が増えています。高齢者は「健康」「お金」「孤独」の不安を感じている方が多く、トラブルに遭いやすい傾向にあります。

こんな手口に気をつけて！

①お試し購入

通販などで「初回」「モニター」「お試し」などの表現があれば定期購入の可能性があるので注意しましょう。



②訪問購入

古着など、何でも買い取るとうたいながら、貴金属やブランド品を見せるように強引に迫ってくる業者には注意しましょう。

③点検商法

不意に訪れて屋根や外壁、水回り等の無料点検を勧めてくる業者には注意しましょう。



おかしいな?と思ったら…

1人で悩まずに、家族や知人等に相談しましょう。

消費者ホットラインにお電話を!

身近に相談できる人がいない場合は消費者ホットライン、局番なしの【188】に電話をし、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

訪問販売などの特定の取引形態によって締結された契約の場合、一定の期間内であれば、無条件で契約を解除できるクーリングオフという制度もあります。



★クイズ★

訪問販売、電話勧誘販売でクーリングオフができる期間は?

- ① 3日間
- ② 8日間
- ③ 10日間

正解は一番下にあります。



福祉総合相談

専門のワーカーがさまざまな福祉問題をお聞きし、解決に向けてお手伝いをします。

介護サービス相談

介護保険サービスを利用するための申請から、サービスを利用できるまでを全面的にお手伝いします。

ご相談は…

姫路市社会福祉協議会

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地
姫路市総合福祉会館内

フリーダイヤル(受付時間:8:35~17:20)

0120-208-606 (通話料無料)

ケアプラン、ホームヘルパーのご相談・ご依頼は

姫路市社会福祉協議会

すこやか介護支援センター

〒670-0954 姫路市栗山町151-2

フリーダイヤル(受付時間:8:35~17:20)

0120-108-999 (通話料無料)

正解は、②8日間 ※取引形態により8日間の場合と20日間の場合があります。